

国際教養大学財産使用料徴収規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 9 5 号

(使用料の徴収)

第 1 条 公立大学法人国際教養大学は、国際教養大学財産（以下「財産」という。）を使用する者から、この規程の定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の額)

第 2 条 土地使用料は使用面積一平方メートルにつき 1 年あたり一平方メートル当たりの固定資産等台帳価格に百分の四を乗じて得た額とする。

2 施設使用料は、使用面積一平方メートルにつき 1 年あたり一平方メートル当たりの固定資産等台帳価格に百分の八・六四を乗じて得た額とする。ただし、時間単位で使用を認める施設の種類及び使用料の額は、別表のとおりとする。

(徴収の時期)

第 3 条 1 ヶ月以上継続して財産を使用する場合、使用料の徴収の時期は大学と使用者が協議のうえ決定する。それ以外の場合は財産を使用させるときに徴収する。ただし、理事長は、特別の事由があると認める場合は、後納させることができる。

(使用料の減額)

第 4 条 理事長が特別に認める場合は、使用料を減額又は、免除することができる。

(使用料の不還付)

第 5 条 すでに徴収した使用料は還付しない。ただし、理事長は、使用者の責めに帰すことのできない事由により、財産を使用することができなくなったとき、その他特に必要があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（施設）

施設	貸出単位	金額
講 堂	4時間以内	3,080円
教 室		1,540円
レクチャーホール		14,400円
多目的ホール (移動観覧席使用あり)		21,600円
多目的ホール (移動観覧席使用なし)		3,080円

※4時間を超過する場合は、4時間単位で追加使用料を徴収するものとする。